

個人情報保護委員会からの指導と今後の対応について

今年5月、農地中間管理事業の契約に係る個人情報の流出が疑われる事案が発生したことについて、9月10日、個人情報保護委員会から当センターに対して指導がありました。

当センターでは、これまで二次被害防止対策や再発防止対策に取り組んでまいりましたが、このたびの指導を踏まえ、所要の対策を検討するとともに速やかに実施し、再発防止に努めてまいります。

なお、現時点で、第三者への個人情報の流出や二次被害は確認されておりません。

1. 個人情報保護委員会からの指導の概要

- 個人情報保護委員会に対し、個人情報保護法に基づく報告を行いました。
(5月12日に速報、7月2日に確報としてそれぞれ報告)
- 9月10日、個人情報保護法に基づき当センターに対して指導がありました。
(指導の概要)
 - ・ 個人情報保護法に規定する個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置のうち、「人的安全管理措置（従業者の教育）」に不備が認められた。
 - ・ 法律及び委員会が示すガイドラインに基づき、必要かつ適切な措置を講ずること。
 - ・ また、事案発生後、センターが行ってきた再発防止のための措置を確実に実施するとともに、必要に応じて見直すことも含めて適切に運用し、継続的に必要かつ適切な措置を講ずること。

2. これまでの取組み

(1) 二次被害防止対策

- プレスリリースや当センターホームページでの注意喚起
- 電話相談窓口の設置
- 本事案に係る全契約者への通知

(2) 再発防止対策

- 当センターの情報セキュリティポリシーの制定
- サイバー犯罪に関する職員研修の実施
- パソコンのセキュリティの一層の強化

3. 今後の対応

これまで行ってきた取組みを引続き確実に実施するとともに、今回の個人情報保護委員会の指導を踏まえ、個人情報保護に関する職員への教育など、所要の対策を検討するとともに速やかに実施してまいります。